

手のひら認証サービス利用規定

OKB 大垣共立銀行

〈手のひら認証サービス利用規定〉

1. 手のひら認証サービスとは

手のひら認証サービス（以下「本サービス」といいます）とは、後記3. に定める手のひら認証を使用した当社所定の窓口取引およびATM取引などを行うサービスをいいます。

2. 対象者等

当社所定の預金口座またはカードローン（以下、併せて「手のひら認証対象口座」といいます）を契約し、同口座のキャッシュカードまたはローンカード（ただし、代理人カードおよびコーポレートカードは除きます。以下、併せて「カード」といいます）を保有またはカード暗証届により暗証番号の届け出を行った個人の方（ただし、任意団体、非居住者および当社が別途定めた方を除きます）は、当社所定の手続により、本サービスの利用を申し込むことができます。

3. 手のひら認証

- (1) 手のひら認証とは、当社との間の銀行取引について、本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手のひらの静脈パターンの情報（以下「生体情報」といいます）を用いた当社所定の認証方法のことをいいます。
- (2) 手のひら認証ATMとは、当社の現金自動預入引出機（振込機能のあるものを含み、以下「ATM」といいます）のうち、本人の生体情報を識別可能な当社所定の機器（以下「認証装置」といいます）および当社の手のひら認証サーバへ接続可能な機能を備えたATMのことをいいます（手のひら認証サーバ内に登録された本人の生体情報を以下「生体登録情報」といいます）。
- (3) 当社は当社所定の方法により本人の生体情報と生体登録情報とを照合するものとします（以下、生体情報と生体登録情報を総称して「手のひら認証情報」といい、これらを照合することを「手のひら認証情報の照合」といいます）。

4. 生体情報の登録等

- (1) 本サービスは、当社所定の方法で当社の手のひら認証サーバに本人の生体情報を登録することにより手のひら認証による取引が利用可能となります。なお、登録の際、当社所定の本人確認資料の提示に加え、原則として現在利用中のキャッシュカードまたは通帳を提示いただきます。また、本サービスでは左右いずれの手でもご利用いただけるように、原則として左右の生体情報を登録していただきます。
- (2) 生体登録情報の変更、削除を行う場合は、当社所定の方法によって届け出てください。当社は本人確認等、当社所定の手続の終了後に変更、削除を行います。

5. 手のひら認証情報の照合（本人の確認）等

当社が、ATMで払戻し・預入れ・残高照会・振込その他当社が定めた取引（以下「払戻し等」といいます）を取扱う場合は、本サービスの利用を申込みされた方（以下「利用者」といいます）の生年月日および手のひら認証情報の照合に加え、暗証番号による認証を行い、その同一性を確認したうえで、払戻し等を取扱います。また、当社所定の窓口で払戻し等を取扱う場合は、利用者の生年月日および手のひら認証情報の照合により、その同一性を確認のうえ、払戻し等を取扱います。

6. 利用方法等

- (1) 本サービスの利用を開始する場合は、当社所定の窓口にて当社所定の書面により申込みください。
また、本サービスの利用を変更または取りやめる場合も同様とします。
- (2) 本サービスは手のひら認証対象口座に加え、当社所定の預金取引等に利用できます。
- (3) 手のひら認証対象口座の範囲
 - A. 本サービスは、利用者があらかじめ当社所定の方法で届け出た口座が対象となります。
 - B. 手のひら認証対象口座は当社のカード発行済またはカード暗証届により暗証番号の届け出を行った本人名義の口座に限るものとし、預金等の種類、利用できる取引店舗等は当社所定の範囲に限定されるものとします。
- (4) 手のひら認証対象口座の届出
 - A. 利用者は本サービスの対象口座として、必ず1口座を届け出るものとします。
 - B. 手のひら認証対象口座は、最大5口座まで届け出可能とします。
- (5) この規定にかかわらず、手のひら認証対象口座については、各種預金規定等に従い取引を行うことができます。
- (6) 窓口での利用
利用者は手のひら認証対象口座の規定にかかわらず、当社本支店の窓口に設置した手のひら認証情報の照合が可能な当社所定の機器（以下「手のひら認証端末」といいます）を用いて、手のひら認証情報を払戻し等の当社所定の取引に利用することができます。
- (7) ATMでの利用
利用者は手のひら認証対象口座の規定にかかわらずATMを用いて、手のひら認証情報により払戻し等に利用することができます。
- (8) 本サービスの取扱時間は当社所定の時間内とします。また、システム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社は利用者に予告することなく本サービスの提供を一時停止、または中止することがあります。
- (9) 本サービスの利用手数料は無料です。ただし、ATM取引によっては時間外取引手数料等の当該取引にかかる所定の手数料をいただきます。
- (10) 利用者は当社が採用しているセキュリティ措置、および本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

7. セキュリティ措置

生体登録情報は当社の手のひら認証サーバ内に暗号化するとともに、氏名・口座番号等の個人情報とは論理的に分割する等、厳重に管理します。

8. 個人情報等

利用者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本人確認を行うために、以下について同意するものとします。

- (1) 利用者が、
 - A. 当社の手のひら認証サーバに本人の生体情報を登録するとき
 - B. 生体登録情報の変更・削除をするとき
 - C. 本サービスの利用を取りやめるときに、当社が利用者の手のひら認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。

(2) 利用者が、当社所定の窓口またはATMを用いて払戻し等を行うときに、当社が利用者の手のひら認証情報を取得・利用・廃棄すること。

9. 手のひら認証情報等の盗用による損害

- (1) 手のひら認証情報等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、利用者の責によらず生じた場合、利用者は当社に対し当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- (2) 当社は利用者の請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、当該取引にかかる損害を限度として補てんするものとします。

10. 免責事項

- (1) 当社が前記5. に定める所定の本人確認方法により利用者と認めて本サービスを提供したうえは、前記9. (1) に定める場合を除き、当社は手のひら認証情報につき、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 当社が手のひら認証情報の照合結果を当社所定の書類に印刷し、相当の注意をもって手のひら認証サーバの登録口座情報と照合し、相違ないものとして認めて取扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

11. 解約

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の書面によるものとします。なお、解約の届出は当社の解約手続きが終了した時点で有効となります。
- (2) 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の理由により契約者に到着しなかった時は通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 手のひら認証対象口座が解約された場合は、その口座にかかる本サービスは解約されたものとみなします。また、解約された口座が本サービスの最後の口座であった場合は登録済の生体情報を削除し、本サービスは解約されたものとします。
- (4) 利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じた時は、当社はいつでも利用者に連絡することなく、本サービスを解約または停止をすることができるものとします。
- A. 住所変更の届出を怠る等により、当社において利用者の所在が不明となったとき
 - B. 相続の開始があったとき
 - C. 利用者がこの規定に違反する等、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由があったとき

12. 障害時の取扱い

認証装置および手のひら認証端末に障害が生じた場合、手のひら認証情報を取得できないと当社が判断した場合、その他当社がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、手のひら認証対象口座の払戻し等の受付を一時中止する場合があります。この場合、当社に故意または重大な過失がある場合をのぞき、当社は責任を負わないものとします。

1 3. サービス内容・規定等の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

1 4. 規定の準用

本規定に定めがない事項については、総合口座取引等規定集に収録の各規定、〈大垣共立〉カード規定ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）が適用されるものとします。

以 上